

2023 年度クリアウォーター-OSAKA(株)下水道展プロモーション業務委託  
特記仕様書(案)

**1. 共通仕様書の適用範囲**

本業務は「プロモーション業務委託共通仕様書」(以下「共通仕様書」)第 1 編 総則第 1 章共通及び添付資料に基づき実施するものとし、共通仕様書に記載なき事項については、本特記仕様書によるものとする。

**2. 暴力団等の排除について**

暴力団等の排除については、当社のホームページに掲載の特記仕様書を遵守すること。

掲載 URL: <https://clearwater-osaka.jp/wp-content/uploads/2022/07/tokkishiyou.pdf>

**3. 業務目的**

当社は、2016 年度より大阪市内一円の下水道施設の包括的な管理運営を中心に本格的に事業を開始している。これまで、当社の知名度・イメージ・ブランド力の向上を資して幅広く広報展開を進めており、この 5 年間で多様な大阪市域外の業務を受注するなど成果を得ており、引き続き、市域外業務の獲得を中心に広報展開すると共に、当社の継続的な発展のために戦略的な人材確保や根幹となる下水道の普及活動を進めていくことが肝要と考える。

この実行にあたり、広報展開のひとつである「下水道展」への出展については、当社にとっても重要な取り組みである。今回の札幌開催においては、当社の強みである技術開発業務に重点した出展内容で各行政団体を中心に広報展開することを目的としている。

以上のとおり、この趣旨及び目的に従って、2023 年度下水道展のプロモーションに関する業務を行うものである。

#### 4. 業務内容

本業務の主な内容は下記に示すとおりである。

開催日時:2023年8月1日(火)~4日(金) 10:00~17:00(最終日 16:00)

開催場所:札幌ドーム 北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1

出展コマ数:4コマ(約6m×約6m)

出展場所:その他ゾーン

##### (1)2023年度下水道展プロモーション業務

業務開始前に次表に示す事項を網羅することを原則とし、提案書に基づき業務計画書を作成すること。

業務項目	業務内容	備考
下水道展'23札幌 展示・運営	①ブース設計並びにブース・備品等の 設置・撤去 (複列:4コマ 2方向解放) ・展示スペース:2コマ 受付・パネル等 10枚程度 ・説明会・商談スペース:2コマ モニター・什器等備品 ・可動式簡易仕切り ・備品倉庫(平面 1.0m×1.0m 程度) 棚複数及びスーツケース収納 ②受付業務の運営 常駐 2名 名刺・アンケート・ノベルティ等の收受 配布程度を想定している。 受付後、ブース内での会社紹介等 は、当社で行う。 ③上記業務完了後、集客効果等分析 及びブース評価を行い次年度以降への 参考とする資料の作成	①提案書のとおり  ブース位置決定に伴い、解放方 向については再協議とする。  ②提案書のとおり
ノベルティグッズ等 の提案・製作	配布用マンホールカードケース作成 ④A4 3つ折り ⑤自由提案 ⑥制作 1000部(④⑤のうち1つ) 構成(詳細については、契約後協議)	④⑤提案書のとおり
自由提案事項 (複数可)	当社の品格に資するものとする。	提案書のとおり

#### 5. 再委託について

受注者は、本業務の履行にあたり必要となる専門分野の実施(デザイン等)を協力会社として「主たる部分」を除き再委託することを可能とする。なお、本業務における「主たる部分」とは、本業務履行における、総合的企画、業務遂行管理、統轄を行い全体の取りまとめを行う作業等のものを示すものとする。

#### 6. 電子データの提出

受注者が作成した成果品及び監督員が指示するものについて、以下の通り電子データの提出を行うものとする。

##### (1)媒体

Microsoft Windows で使用できるフォーマットとし、媒体については担当者と協議することとする。

なお、提出は2部行うこと。

## (2)保存の形式

### (ア)作成物全体

アドビ社製「イラストレーター」又は「フォトショップ」を使用し、「AIファイル」(テキスト部分は、アウトライン化したもの)、「PDFファイル」及び「JPEGファイル」の形式で保存したものとする。

### (イ)ファイル名

作成日又は更新日、サイズ、種類が分かるように統一的に作成すること。  
また、Microsoft Windows で、ファイル名が文字化けしないか確認すること。

## 7. 著作権等について

(1)受注者は発注者に対し、この契約に基づき作成したレイアウトデザイン、イラスト、ロゴ、文書及び図書等に関する全ての著作権(著作権法第27条、同第28条に定める権利を含む。)を譲渡し、発注者はこれを譲受するものとする。ただし、受注者が作成した納品物に使用されるイラスト、写真、キャラクター等の素材の著作権であって第三者が有するもの、又は受注者が本件業務を受託する以前から有していたものは、この限りではない。

(2)受注者は本著作物に関し、発注者又は発注者から本件著作物の譲渡を受けた第三者に対して著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しないものとする。ただし、受注者が本件業務を受託する以前から有していた著作物については、この限りではない。

## 8. その他

業務履行にあたり疑義が生じた事項やこの仕様書に定めない事項については、発注者及び受注者双方協議のうえ決定する。